

○船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則

改 正 案	現 行	備 考
3-2 船舶救命設備規則 第2章 救命設備の要件 第1節の2 救命器具 第1款 救命艇 (全閉囲型救命艇)	3-2 船舶救命設備規則 第2章 救命設備の要件 第1節の2 救命器具 第1款 救命艇 (全閉囲型救命艇)	
9.1 (a) (略) 9.2 (a) 第2号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) 「管海官庁の指示する角度」とは、次に掲げる船舶の種類に応じ、それぞれ次に掲げる規定により計算された非対称浸水時の最終傾斜角度又は20°のうちいずれか大きい角度をいう。 (i) 油タンカー 区画規程第4編第2章 (ii) 液化ガスばら積船 危規則第3章第2節第16款 (iii) 液体化学薬品ばら積船 危規則第3章第3節第13款 (2) (3) (略)	9.1 (a) (略) 9.2 (a) 第2号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (I) 「管海官庁の指示する角度」とは、次に掲げる船舶の種類に応じ、それぞれ次に掲げる規定により計算された非対称浸水時の最終傾斜角度又は20°のうちいずれか大きい角度をいう。 (i) 油タンカー 区画規程第3編第2章 (ii) 液化ガスばら積船 危規則第3章第2節第16款 (iii) 液体化学薬品ばら積船 危規則第3章第3節第13款 (2) (3) (略)	
47-2. 0 (a) (略) (b) 第1号の「安全かつ迅速に乗り込むことができるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。 (1) (3) (略) (4) 降下路が傾斜滑り台である場合にあっては、水平面	47-2. 0 (a) (略) (b) 第1号の「安全かつ迅速に乗り込むことができるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。 (1) (3) (略) (4) 降下路が傾斜滑り台である場合にあっては、水平面	

に対する当該滑り台の傾斜角は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) (略)
- (ii) 第1種船にあっては、(i)に掲げるところによるほか、区画規程第2編第3章の規定による浸水後の最終平衡状態において、55° 以下であること。
- (5) (略)

心得附則（平成20年12月25日）

本改正後の心得は、平成21年1月1日より適用する。

に対する当該滑り台の傾斜角は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (i) (略)
- (ii) 第1種船にあっては、(i)に掲げるところによるほか、船舶区画規程第2編第6章の規定による浸水後の最終平衡状態において、55° 以下であること。
- (5) (略)